

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（案）新旧対照表

○ 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定薬物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一〇十六（略）</p> <p>一七 N―（一―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―（シクロヘキシルメチル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>一八〇九十四（略）</p> <p>九五 メチル―二―「一―（五―フルオロペンチル）―一H―インダゾール―三―カルボキサミド」―三―メチルブタノアールト及びその塩類</p> <p>九六〇百二十（略）</p>	<p>（指定薬物）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一〇十六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>一七〇九十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>九四〇百十八（略）</p>

○ 薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第七十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>第一条中第三十三号を削り、第三十四号を第三十三号とし、第三十五号から第百二十号までを一号ずつ繰り上げる。</p>	<p>(略)</p> <p>第一条中第三十二号を削り、第三十三号を第三十二号とし、第三十四号から第百十八号までを一号ずつ繰り上げる。</p>

○ 附則第二項の規定により改められた薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成二十六年厚生労働省令第七十五号）の規定による改正後の薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（指定薬物）            第一条（略）            一～三十二（略）            （削除）            三十三～百十九（略）</p>	<p>（指定薬物）            第一条（略）            一～三十二（略）            三十三 キノリンーハールー（五ーフルオロペンチ            ル）ーHーインドールー三ーカルボキシラート及びそ            の塩類            三十四～百二十（略）</p>